

平成 28 年 4 月から体育施設の利用料金が変わります

(1) 総合体育館、西山総合体育館、武道館及び陸上競技場を除く体育施設

利用施設		区分	利用料金 (円)	
			(1面1時間当たり。ただし、夜間照明にあつては1面30分当たり)	
			旧	新
荒浜運動場	野球場	大会又は練習で利用するとき。	540	540
	夜間照明	大会又は練習で利用するとき。	1,300	1,690
	芝生広場		無料	無料
佐藤池サッカーコート		大会又は練習で利用するとき。	1,080	850
佐藤池野球場		入場料を徴収しない場合	1,300	1,300
		入場料を徴収する場合	プロ野球 (1日)	入場料を徴収しない場合の利用料金の額に、その最高入場料金額の100人分を加算した額
			その他の野球 (1日)	入場料を徴収しない場合の利用料金の額に、その最高入場料金額の50人分を加算した額
佐藤池第2野球場		—	1,080	1,080
西山総合グラウンド	テニスコート	大会又は練習で利用するとき。	430	430
	多目的運動場	大会又は練習で利用するとき。	1,080	1,080
西山野球場		大会又は練習で利用するとき。	1,080	1,080

附属施設利用料金

大分類	小分類	区分	利用料金 (円)	
			旧	新
野球設備類	スコアボード	一式 1試合当たり	430	430
	拡声装置	一式 1試合当たり	佐藤池野球場 860 佐藤池第2野球場 690 西山野球場 860	佐藤池野球場 860 佐藤池第2野球場 690 西山野球場 860

(2) 総合体育館、西山総合体育館、武道館及び陸上競技場

① 専用利用料金

施設名	区分	利用目的	入場料徴収の有無	利用料金 (円)		
				(1時間当たり。ただし、陸上競技場にあつては1日当たり)		
				旧	新	
総合体育館	メインアリーナ	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	全面	2,260	2,270
				1/3面	760	760
				2/3面	1,510	1,510
			入場料を徴収する場合	全面	4,540	4,540
				1/3面	1,510	1,510
				2/3面	3,030	3,030

西山総合体育館	サブアリーナ	上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	全面 10,800 1/3面 3,600 2/3面 7,200	全面 10,800 1/3面 3,600 2/3面 7,200	
			入場料を徴収する場合	全面 21,600 1/3面 7,200 2/3面 14,400	全面 21,600 1/3面 7,200 2/3面 14,400	
		アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	1,080	1,250	
			入場料を徴収する場合	2,160	2,500	
		上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	5,400	6,250	
			入場料を徴収する場合	10,800	12,500	
	軽体操室	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	860	600	
			入場料を徴収する場合	1,610	1,200	
		上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	—	新設 3,000	
			入場料を徴収する場合	—	新設 6,000	
	会議室				1,080	1,080
	研修室				540	540
体育室	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	全面 700 1/2面 350	全面 910 1/2面 460		
		入場料を徴収する場合	全面 1,400 1/2面 700	全面 1,820 1/2面 910		
		上記以外の催物、集会等の利用	全面 930 1/2面 470	全面 1,210 1/2面 610		
	入場料を徴収する場合	全面	1,860	2,420		
		1/2面	930	1,210		
		卓球場兼研修室	350	350		
卓球場兼研修室	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	700	700		
		入場料を徴収する場合	—	新設 460		
	上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	—	新設 920		
		入場料を徴収する場合	—	新設 920		

武道館	柔道場	全面 760 1/2面 380	全面 760 1/2面 380
	剣道場	全面 760 1/2面 380	全面 760 1/2面 380
	弓道場	650	650
	会議室	320	320
	陸上競技場	一般 10,800 学校及び競技団体 5,400	11,880 5,940

②個人等利用料金

区分		利用料金（円）				
		旧				
		1回券	11回券	3か月券	6か月券	12か月券
A利用	一般	150	1,500	2,100	3,670	6,300
	高校生	150	1,500	1,550	2,700	4,650
	小・中学生	80	800	1,050	1,840	3,150
B利用	一般	300	—	4,200	7,400	12,600
	高校生	300	—	3,100	5,400	9,300
	中学生	150	—	2,100	3,700	6,300

区分		利用料金（円）				
		新				
		1回券	11回券	3か月券	6か月券	12か月券
A利用	一般	150	1,500	2,100	3,670	6,300
	高校生	150	1,500	1,550	2,700	4,650
	小・中学生	80	800	1,050	1,840	3,150
	陸上競技場を小・中学生が30人以上で利用する場合	新設 1団体当たり 1回 2,200	—	—	—	—
B利用	一般	300	—	4,200	7,400	12,600
	高校生	300	—	3,100	5,400	9,300
	中学生	150	—	2,100	3,700	6,300

附属設備利用料金

施設名	区分	単位	利用料金（円）		
			旧	新	
体	放送設備	体育館 メインアリーナ	一式 1時間当たり	400	400

	移動式	一式 1時間当たり	270	270
	電光得点板	一式 1時間当たり	270	270
	特殊電源		20	廃止 —
	体育館	仮設ステージ	一式 1時間当たり	810
スポットライト		一式 1時間当たり	540	廃止 —
陸上競技場	拡声装置	一式 1時間当たり	540	540
	用具・器具	1件 1日当たり	110	110
	競技会等で用具・器具を利用する場合において、その利用料金の総額が5,400円を超えるとき。	一式 1日当たり	5,400	5,400

土地占有利用料金

区分	単位	利用料金（円）	
		旧	新
商行為で土地を占有して利用する場合	1日 10平方メートル	540	540

(3) アクアパーク利用料

①専用利用料金

施設等の名称	区分		利用料金（円）			
			旧		新	
	利用目的	専用単位	1時間当たり	1日当たり (6時間以上9時間以内)	1時間当たり	1日当たり (6時間以上9時間以内)
50 プール	1 学校若しくは学校をもって構成する団体又は競技団体（以下「学校等」という。）が競技会又は練習のために利用するとき。	全コース	5,400	37,800	5,400	37,800
		長水路 1コース 当たり	1,190	—	1,190	—
		短水路 1ブロック 当たり	3,560	—	3,560	—
		短水路 1コース 当たり	—	—	新設 600	—
	2 学校等以外の者が競技会、練習、催物等のために利用するとき。	全コース	10,800	75,600	10,800	75,600
		長水路 1コース 当たり	2,380	—	2,380	—
		短水路 1ブロック 当たり	7,130	—	7,130	—
		短水路 1コース 当たり	—	—	新設 1,190	—
3 前項の場合で入場	全コース	21,600	151,200	21,600	151,200	

	料を徴収して利用するとき。	長水路 1 コース 当たり	4,750	—	4,750	—	
		短水路 1 ブロック 当たり	14,260	—	14,260	—	
		短水路 1 コース 当たり	—	—	新設 2,380	—	
アイススケートリンク	1 学校等が競技会又は練習のために利用するとき。	全リンク	8,100	56,700	8,100	56,700	
		2 学校等以外の者が競技会、練習、催物等のために利用するとき。	全リンク	16,200	113,400	16,200	113,400
	3 前項の場合で入場料を徴収して利用するとき。	リンクの 3 分の 1	5,400	—	5,400	—	
		全リンク	32,400	226,800	32,400	226,800	
	和室	一般利用者がプール、アイススケートリンク又は浴室を利用する場合、会議又は集会等に利用するとき。	A 和室 (20 畳)	540	—	540	—
			B 和室 (30 畳)	全部	860	—	860
2 分の 1				430	—	430	—
C 和室 (12 畳)	320	—	320	—			

②個人等利用料金

施設等の 名称	利用者等区分		利用料金 (円)				
			旧				
			1 回券	12 回券	3 か月券	6 か月券	シーズン券
50 プール	個人	一般 (高校生以上)	420	—	4,940	8,390	—
		中学生以下	210	—	2,470	4,200	—
	団体	一般 (高校生以上)	360	—	—	—	—
		中学生以下	150	—	—	—	—
レジャー プール	個人	一般 (高校生以上)	720	7,200	—	—	—
		中学生以下	360	3,600	—	—	—
	団体	一般 (高校生以上)	670	—	—	—	—
		小・中学生	310	—	—	—	—
		未就学児童	150	—	—	—	—
	アイス スケート リンク	個人	一般 (高校生以上)	820	8,230	—	—
中学生以下			410	4,110	—	—	10,290
団体		一般 (高校生以上)	770	—	—	—	—
		中学生以下	360	—	—	—	—
室 浴	個人	一般 (高校生以上)	520	5,140	—	—	—

	中学生以下	310	3,090	—	—	—
	高齢者 (60 歳以上)	360	3,600	—	—	—

施設等の 名称	利用者等区分		利用料金 (円)				
			新				
			1 回券	12 回券	3 か月券	6 か月券	シーズン券
50 プール	個人	一般 (高校生以上)	420	—	4,940	8,390	—
		中学生以下	210	—	2,470	4,200	—
	団体	一般 (高校生以上)	360	—	—	—	—
		中学生以下	150	—	—	—	—
レジャー プール	個人	一般 (高校生以上)	720	7,200	—	—	—
		中学生以下	360	3,600	—	—	—
	団体	一般 (高校生以上)	670	—	—	—	—
		小・中学生	310	—	—	—	—
		未就学児童	150	—	—	—	—
	アイス スケート リンク	個人	一般 (高校生以上)	820	8,230	—	—
中学生以下			410	4,110	—	—	10,290
団体		一般 (高校生以上)	770	—	—	—	—
		中学生以下	360	—	—	—	—
浴室	個人	一般 (高校生以上)	520	5,140	—	—	—
		中学生以下	310	3,090	—	—	—
		高齢者 (60 歳以上)	360	3,600	—	—	—

③付属施設及び付属設備利用料金

施設及び設備の名称	利用単位	利用料金 (円)	
		旧	新
会議室	1 時間当たり	540	540
ミーティング室	1 時間当たり	860	860
自動計時装置	1 時間当たり	540	540
電光得点装置	1 時間当たり	540	540
放送設備	1 時間当たり	400	400

土地建物占有利用料金

区分	利用目的	利用単位	利用料金 (円)	
			旧	新
駐車場	第 18 条の規定による商行為を行うため土地又は建物を占有して利用するとき	1 日 10 平方メートル	270	270
上記以外の土地又は建物			540	540

(4) 柏崎市都市公園施設利用料

1 白竜公園テニスコート

区分	利用料金の範囲 (円)	利用料金 (円)	
		旧	新
庭球の大会及び練習に利用する場合	コート 1面 1時間につき	540	540
	照明 1面 30分につき	320	200
	放送設備 一式 1時間につき	270	廃止 —

2 駅前公園テニスコート

区分	利用料金の範囲 (円)	利用料金 (円)	
		旧	新
庭球の大会及び練習に利用する場合	コート 1面 1時間につき	540	540
	照明 1面 30分につき	320	200
	放送設備 一式 1時間につき	270	廃止 —

3 スポーツハウス

施設の名称	利用料金の範囲		利用料金 (円)		
	単位		旧	新	
球技場	1人1回	一般	150	150	
		中学生以下	80	80	
	11回券	一般	—	新設 1,500	
		中学生以下	—	新設 800	
	3か月券	一般	2,100	2,100	
		高校生	1,550	1,550	
		中学生以下	1,050	1,050	
	6か月券	一般	3,670	3,670	
		高校生	2,700	2,700	
		中学生以下	1,840	1,840	
	12か月券	一般	6,300	6,300	
		高校生	4,650	4,650	
中学生以下		3,150	3,150		
専用利用 (1時間につき)		全面	1,080	全面	1,080
		1/2面	540	1/2面	540
プール	1人1回	一般	310	310	
		中学生以下	150	150	

3か月券	一般	3,780	3,780
	中学生以下	1,890	1,890
6か月券	一般	6,300	6,300
	中学生以下	3,090	3,090
専用利用 (1コース1時間につき)	一般	490	490
	学校等の団体	290	290

4 海岸公園運動広場

利用料金の範囲		利用料金 (円)	
単位		旧	新
専用利用 (1時間につき)	中学生以下の団体	540	380
	高校生以上の団体	1,080	760
照明利用 (30分につき)		150	210